

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第1節 計画策定にあたって

成年後見制度は認知症や知的障がい、精神上的の障がいによって判断能力が十分ではない人が、財産管理や福祉サービスの契約などの必要な手続きを行う場合に、本人の権利を守り、生活を支援する制度です。

国は成年後見制度が高齢者や障がいのある人を支える重要な制度であるにもかかわらず、全国的に十分に活用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」を施行し、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった制度の理念の尊重を図ることとされました。

また、国では平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、さらに、令和4年3月には成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化し、増大する見込みに適切に対応するため「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を定めました。

成年後見制度の利用促進に関する法律第14条第1項には、市町村の講ずる措置として、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

本市においても権利擁護が必要な人が地域で自分らしく暮らしていけるよう、「地域共生社会」の実現に向けて習志野市地域福祉計画と一体のものとして、計画期間を令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までとする「習志野市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

第2節 習志野市を取り巻く環境

(1) 習志野市の取り組み

本市では成年後見制度の相談窓口として平成27年に「成年後見センター」を設置し、これまでも成年後見制度の利用促進を図るため支援してまいりましたが、より一層の制度周知を含めた利用促進の取り組みが求められます。

【成年後見制度利用促進のための取り組み】

平成25年5月1日	習志野市市民後見推進検討委員会設置 ・成年後見制度の現状やニーズ把握 ・市民後見人の活動内容や育成・支援の方法の検討
平成26年4月17日	習志野市成年後見センター設置検討委員会設置 ・成年後見センターの機能について検討 ・市民後見人養成講座 ^{※注1} について検討
平成26年10月～ 平成27年2月	市民後見人養成講座開催 ・5日間の座学と2日間の実習 ・27名が講座修了
平成27年6月・7月	市民後見人養成フォローアップ研修開催 ・市民後見人養成講座修了生を対象に2日間の座学
平成27年10月	習志野市成年後見センター開設 ・サンロード津田沼にて月2回開設
平成27年10月～ 平成28年2月	市民後見人養成講座開催 ・4日間の座学と2日間の実習 ・13名が講座修了
平成28年3月	市民後見人養成講座修了生勉強会開催 ・平成26年度市民後見人養成講座修了生を対象に 1日間の座学
平成28年7月	市民後見人養成フォローアップ研修開催 ・市民後見人養成講座修了生を対象に2日間の座学
平成28年10月～ 平成29年2月	市民後見人養成講座開催 ・4日間の座学と2日間の実習 ・18名が講座修了
平成29年1月	市民後見人養成講座修了生勉強会開催 ・平成26年度、27年度市民後見人養成講座修了生を 対象に2日間の座学

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第2節 習志野市を取り巻く環境

平成 29 年7月・8月	市民後見人養成フォローアップ研修開催 ・市民後見人養成講座修了生を対象に2日間の座学
平成 29 年 10 月～ 平成 30 年2月	市民後見人養成講座開催 ・5日間の座学と2日間の実習 ・14 名が講座修了
平成 29 年11月～ 平成 30 年1月	市民後見人養成講座修了生勉強会開催 ・平成 26 年度～28 年度市民後見人養成講座修了生を対象に2日間の座学
平成 30 年4月	習志野市成年後見センター常設設置 ・習志野市社会福祉協議会に委託
平成 30 年 10 月～ 平成 31 年1月	市民後見人養成講座開催 ・5日間の座学と2日間の実習 ・13 名が講座修了
令和元年7月	市民後見人養成フォローアップ研修開催 ・市民後見人養成講座修了生を対象に2日間の座学
令和2年	市民後見人勉強会 ^{※注2} 開催 ・市民後見人養成講座修了生を対象に2日間の座学
令和3年	市民後見人勉強会開催 ・市民後見人養成講座修了生を対象に2日間の座学
令和4年	市民後見人勉強会開催 ・市民後見人養成講座修了生を対象に2日間の座学
令和5年 11 月・12 月	市民後見人勉強会開催 ・市民後見人養成講座修了生を対象に2日間の座学
令和6年 11 月・12 月	市民後見人勉強会開催 ・市民後見人養成講座修了生を対象に2日間の座学

※注1:成年後見制度の利用者が必要な人に対し、地域に根差し寄り添った対応が期待される市民後見人を養成するため、市が開催する講座。

※注2:市民後見人養成講座の受講を終了した人々を対象に、成年後見制度に関する知識を深めたり、事例等の学習を行う。

(2) 習志野市の成年後見制度の状況

ア 習志野市における成年後見制度利用者数

令和6年8月1日現在、163人となっています。

法定後見			任意後見
後見	保佐	補助	3人
116人	34人	10人	

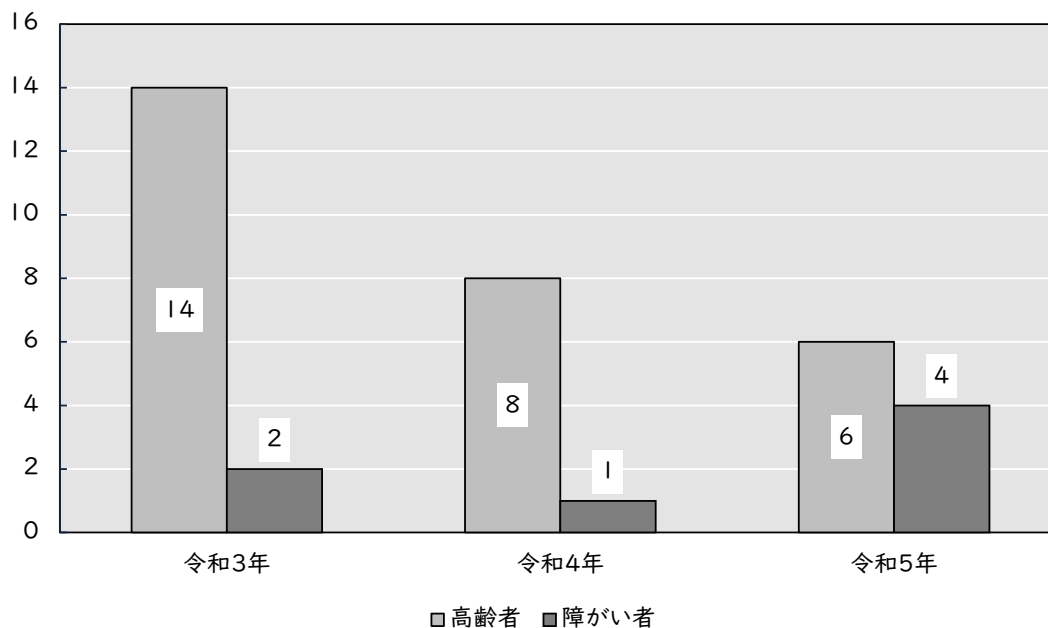
資料：高齢者支援課

イ 習志野市における市長申立て件数

成年後見制度の利用が必要な状態の人が、親族がいない、親族がいても支援が見込めない場合には、市長申立てを行い、本人の権利擁護支援を行っています。

<過去3年度の実績>

(単位：件)



資料：高齢者支援課
障がい福祉課

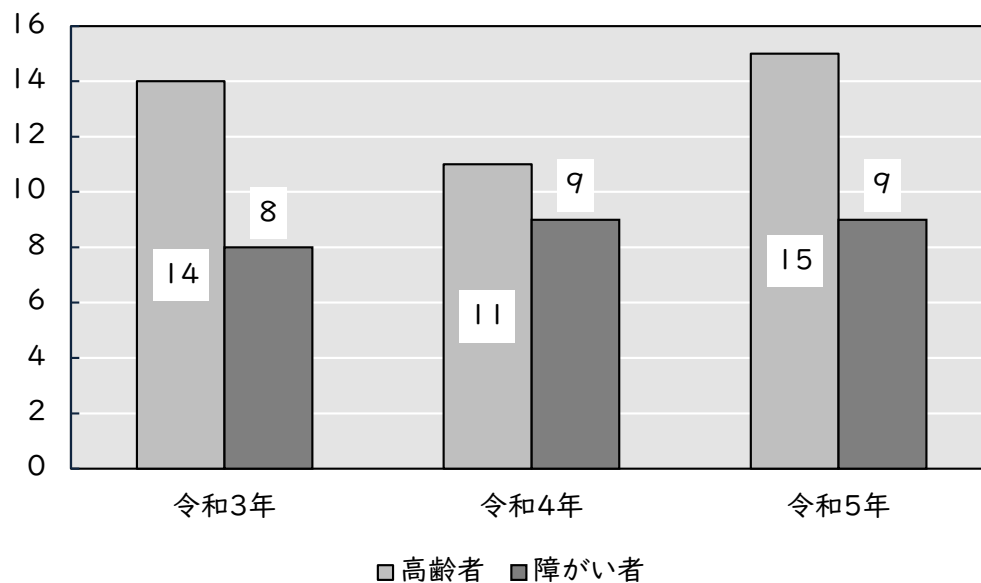
第6章 成年後見制度利用促進基本計画
第2節 習志野市を取り巻く環境

ウ 習志野市における報酬付与助成件数

成年後見人へ支払う報酬について、生活保護を受けている人や、報酬を支払うことにより、生活が困難になる人に対し、成年後見人に対する報酬の助成を行っています。

<過去3年度の実績>

(単位:件)



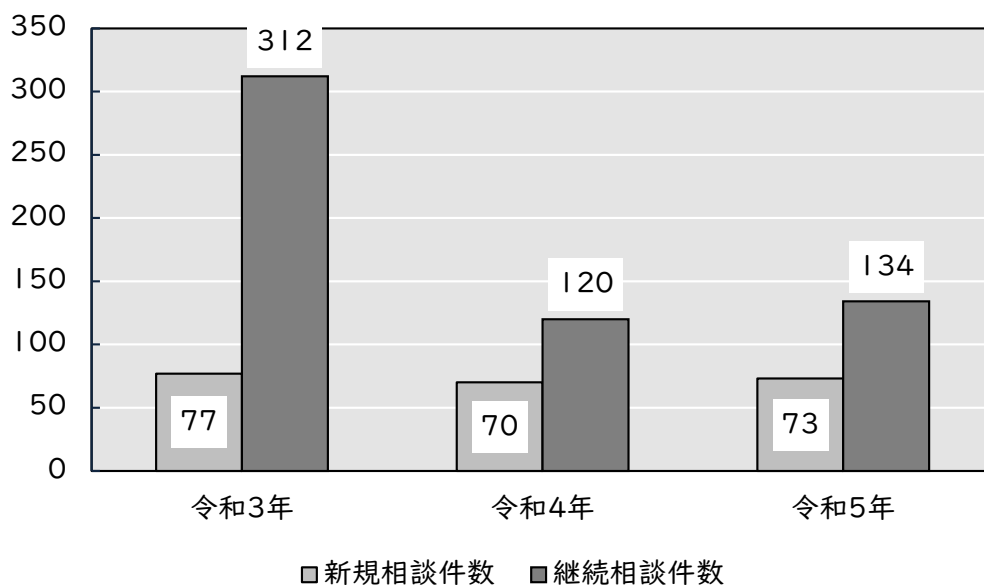
資料: 高齢者支援課
障がい福祉課

エ 習志野市における成年後見制度に関する相談対応

成年後見制度全般に関する相談について、習志野市社会福祉協議会へ相談窓口を委託し、対応しています。

<過去3年度の実績>

(単位:件)



資料:習志野市社会福祉協議会

オ 日常生活自立支援事業の利用者数

高齢や障がいのため、一人では日常生活に不安のある方が地域で安心した生活を送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理などを行い、権利擁護を図ります。

令和3年度	令和4年度	令和5年度
27人	27人	27人

資料:習志野市社会福祉協議会

(3) 習志野市の現状と課題

ア 高齢者の状況

習志野市の人口は、175,162人で、そのうち65歳以上の高齢者は41,497人、高齢化率は23.69%となっています（令和6年9月末現在）。本市の高齢化の状況は国や千葉県と比較すると進み方は緩やかですが、小さなコミュニティ単位で見ると国や千葉県以上に急速に進んでいる地域もあり、きめ細やかな対応が求められます。

高齢化に伴い、認知症高齢者も増加を続け、本市では令和12年度には9,955人、令和22年度には12,705人になると予測しており、判断能力の低下した人の権利を擁護するためのニーズは高まっていくと思われます。

「習志野市光輝く高齢者未来計画2024（高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）」のアンケート調査によると、「成年後見制度についてどの程度知っているか」という設問に対し、「名称のみ知っている」、「全く知らない」との回答が6割以上を占めており、成年後見制度の理解が不足していることが伺えます。

イ 障がいのある人の状況

習志野市の障がい者手帳の所持者数（重複障がいの方を含む）は7,151人で、その内訳は、身体障がい4,046人、知的障がい1,196人、精神障がい2,987人となっています（令和6年3月末現在）。

「第5期習志野市障がい者基本計画（障がい者施策に関する基本計画）— 令和6（2024）～令和11（2029）年度 —」において過去の障がい者数の推移をもとにした将来の障がい者数の推計では、身体障がい者数は横ばいで推移する一方、知的障がい者数や精神障がい者数の増加が予想されています。

また、上述の第5期習志野市障がい者基本計画のアンケート調査における【利用したい相談制度】という設問に対し、「成年後見制度に関する相談」に47.4%が回答しており、障がいのある人の財産を守り、日常生活など等の支援に資するため、成年後見制度の普及啓発と利用の促進を図る必要があります。

第3節 基本方針

1. 基本方針

本市の取組状況や課題を踏まえ、「すべての市民が、地域の一員として互いに支え合い、助け合えるまち」という習志野市地域福祉計画の理念に基づき、成年後見制度の利用を促進し、必要な人が制度を利用しながら地域で安心して暮らせるよう次の3点を施策目標とし、権利擁護を支える基盤を整備します。

施策の推進にあたっては、習志野市と習志野市社会福祉協議会（習志野市成年後見センター）、成年後見に係る職能団体、医療・介護・福祉などの関係機関と連携していきます。

第4節 施策目標

【施策目標1】成年後見制度の利用促進

●主な施策

(1) 成年後見制度や相談窓口の普及・啓発

権利擁護を必要とする高齢者や障がいのある人が、必要な時に成年後見制度が利用できるように、制度について、また、相談窓口についての広報や周知活動を行います。

事業内容	施策の方向性
広報・周知活動	・市及び社会福祉協議会の広報、ホームページなどで成年後見制度に関する情報を発信します。 ・市民や支援者に対し、成年後見制度に関する出前講座を開催し、幅広く理解を広めます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

認知症や障がいなどにより判断能力が十分ではない人で、親族の支援が受けられない場合など、市が本人、親族に代わり後見など開始の申立てを行い、制度利用の促進に取り組みます。また、申立て費用や後見人などへの報酬費の支払いが困難な人へ費用助成を行います。

事業内容	施策の方向性
成年後見制度利用支援事業	・「習志野市成年後見制度における市長による審判請求手続及び費用助成に関する要綱」に基づき、支援が必要な人が成年後見制度の利用が可能となるよう、引き続き支援します。

【施策目標2】地域連携ネットワークの構築

●主な施策

(1) ネットワークの整備に関する検討

「権利擁護の地域連携ネットワーク」とは、権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みです。

権利擁護を必要とする人が安心して制度を利用することが出来るよう、仕組みづくりを行います。

事業内容	施策の方向性
中核機関の検討	・地域連携ネットワークを構築し、運営するためには、その中核となる機関の設置が必要になると考えられます。成年後見業務に関わる団体などと整備について検討します。

【施策目標3】市民後見人の育成

●主な施策

(1) 市民後見人養成講座修了生への支援

市民後見人は、成年後見制度を利用する人に対し、地域に根差した細やかで寄り添った対応を期待されており、養成講座を修了した人が地域の中で広く権利擁護の担い手として活躍できるように支援を行います。

事業内容	施策の方向性
市民後見人養成講座修了生への支援 (社会福祉協議会へ委託)	・講座修了生に向けた後見実務などの勉強会を引き続き開催します。 ・社会福祉協議会が行っている「日常生活自立支援事業」の支援員として権利擁護支援を行えるよう支援します。 ・社会福祉協議会が行っている「法人後見業務」において支援員として権利擁護支援を行えるよう体制を整備します。